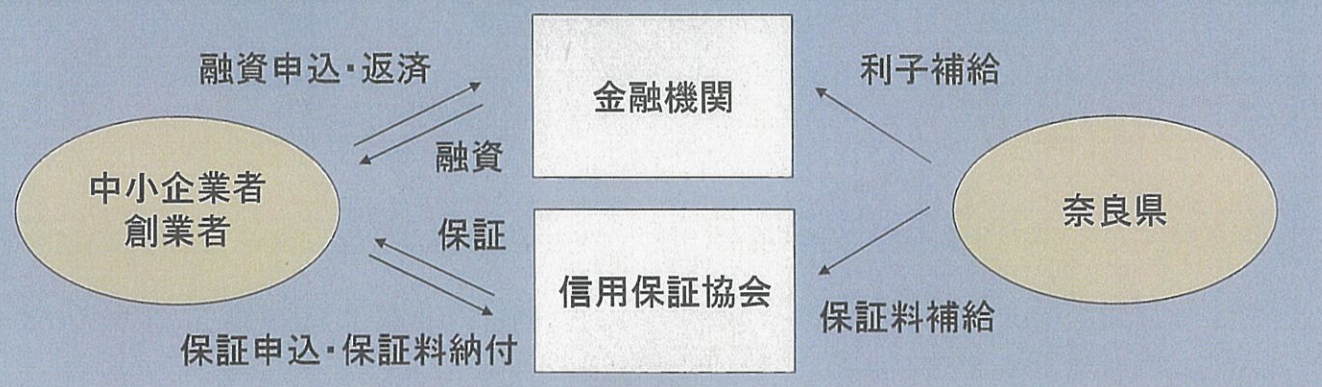


制度融資とは

制度融資とは、融資条件（利率・融資限度額など）を奈良県が定め、奈良県信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が利子と保証料の一部又は全部を負担し、金融機関と信用保証協会の協力を得ることにより、中小企業者の皆様が資金調達される際の負担軽減を図ることを目的としています。



融資の対象となる方

- 県内に事業所を有し、現に事業を営んでいる、県税に滞納のない中小企業者
 - これから県内で新たに事業を始めようとする、県税に滞納のない中小企業者
 - これから県内で新たに中小企業者として創業しようとする者
- ※ 資金使途は県内で行う事業に係るものとする

○中小企業者

■会社、個人事業主（資本金又は従業員数のいずれかの要件を満たしていること）

業種	資本金	従業員数	小規模企業者
製造業等(建設業・運輸業含む)	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
医療法人等	-	300人以下	

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

■特定非営利活動法人(NPO)

業種	従業員数	小規模企業者
製造業等(建設業・運輸業含む)	300人以下	20人以下
卸売業	100人以下	5人以下
小売業	50人以下	5人以下
サービス業	100人以下	5人以下

[特定非営利活動法人(NPO)の方がご利用できない資金]

- ・創業支援資金
- ・創業支援資金【認定枠】
- ・創業支援資金【南部・東部枠】
- ・創業支援資金【飲食店認定枠】
- ・創業支援資金【宿泊施設認定枠】
- ・女性・若者・シニア・UIターン創業支援資金
- ・事業承継支援資金
- ・【経営承継関連保証型】
- ・再生支援資金
- ・小規模企業者支援資金
- ・小規模企業者支援資金【事業承継枠】

■組合

法律に基づいて設立された、事業協同組合、協業組合、商工組合等及びその連合会